（準日本船舶重要事項報告書）

第四十一条の五　法第三十九条の七第一項の規定による報告は、準日本船舶重要事項報告書（第十一号様式による。）一通を、事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

（臨時の報告）

第四十一条の六　認定対外船舶運航事業者は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十九条の五第五項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

（検査員証）

第四十一条の七　法第三十九条の七第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第十三号様式によるものとする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第47条関係）

総トン数の区分 ＼ 測度の種類	新規測度又は全部改測		一部改測	
	甲船舶	乙船舶	甲船舶	乙船舶
500トン以上　1,000トン未満	220,000円	392,700円	77,600円	140,900円
1,000トン以上　2,000トン未満	289,200円	514,900円		
2,000トン以上　3,000トン未満	360,400円	639,100円	111,200円	181,500円
3,000トン以上　4,000トン未満	421,000円	733,900円		
4,000トン以上　6,000トン未満	508,600円	850,000円		
6,000トン以上　8,000トン未満	630,300円	1,049,900円		
8,000トン以上　10,000トン未満	749,600円	1,245,400円		
10,000トン以上　15,000トン未満	868,200円	1,423,200円		
15,000トン以上　20,000トン未満	1,048,500円	1,712,300円		
20,000トン以上　30,000トン未満	1,318,400円	2,169,600円		
30,000トン以上　50,000トン未満	1,436,400円	2,332,900円		
50,000トン以上　70,000トン未満	1,684,800円	2,670,900円	190,600円	298,800円
70,000トン以上　100,000トン未満	1,818,700円	2,873,900円		
100,000トン以上	2,001,600円	3,095,800円		

㈱　1　甲船舶とは、船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和56年運輸省令第47号）第61条第２項の規定が適用される船舶をいう。

2　乙船舶とは、甲船舶以外の船舶をいう。

3　上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測は、全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

4　基準喫水線又は旅客定員の数の変更による改測は、一部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

別表第二（第47条関係）

地域 ＼ 測度の種類	新規測度又は全部改測		一部改測	
	甲船舶	乙船舶	甲船舶	乙船舶
北米地域	908,300円	950,900円	865,700円	908,300円
欧州地域	1,006,700円	1,049,300円	964,100円	1,006,700円
中近東地域	1,033,000円	1,075,600円	990,400円	1,033,000円
アジア地域	533,000円	567,200円	498,800円	533,000円
中南米地域	1,413,400円	1,444,200円	1,382,600円	1,413,400円
大洋州地域	797,300円	831,500円	763,100円	797,300円
アフリカ地域	1,322,600円	1,353,400円	1,291,800円	1,322,600円

㈱　1　甲船舶とは、船舶のトン数の測度に関する法律施行規則第61条第２項の規定が適用される船舶をいう。

2　乙船舶とは、甲船舶以外の船舶をいう。

3　上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測は、全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

4　基準喫水線又は旅客定員の数の変更による改測は、一部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

5　この表に定める地域は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第17条各号に定める地域とする。

第四号様式の裏面中「抜すい」を「抜粋」に、「又は第三十九条の四第一項」を「、第三十九条の四第一項又は第三十九条の七第一項」に改める。

第十一号様式の次に次の一様式を加える。

第十二号様式（第42条の５関係）

準日本船舶重要事項報告書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

住　　所
氏名又は名称
代表者の氏名　　㊞

海上運送法第39条の７第１項の規定により、同法第39条の５第３項による認定を受けた準日本船舶に係る重要事項について報告します。

記

１．準日本船舶の概要
【船　舶　の　名　称】
【国際海事機関船舶識別番号】
２．準日本船舶に係る重要事項の状況
３．その他留意すべき事項

㈱　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。